

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

2018年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給985円、岩手県では762円。最も低い地方では761円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円しか得られない状況である。また、地域格差も大きく、岩手県と東京では、同じ仕事をして1時間あたりで223円もの格差があり、若い労働者の都市部への流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べた。しかし、年3%の引き上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした「雇用戦略対話」での政府・労働者・使用者による三者合意の実現を先延ばしするだけであり、政府が率先して公正取引ルールを確立し、中小企業への付帯的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。

安定して生活できる水準の最低賃金を早期確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備することが、だれもが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができることから、下記事項について取り組むよう強く要望する。

記

1. 政府は、最低賃金を大幅に引き上げ、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指す」を早期に達成させること。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など地域格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

岩手県久慈市議会

議長 中平浩志

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿